

周囲条件における傾斜角度に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編
鋼船規則 H 編
高速船規則

改正事項

周囲条件における傾斜角度に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M46(Rev.1)においては、電気機器等の制御のための開閉装置は、傾斜 45 度までは誤動作が生じないものとするよう規定している。一方、電気機器に対する環境試験の方法等を定める IACS 統一規則 E10(Rev.7)においては、傾斜試験の角度を 22.5 度と規定しており、不整合が生じていた。

このことから、IACS は、IACS 統一規則 M46(Rev.1)に規定する傾斜角度の要件を IACS 統一規則 E10(Rev.7)に整合させるべく見直しを行い、2018 年 12 月に IACS 統一規則 M46(Rev.2)として採択した。

このため、IACS 統一規則 M46(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

遮断器等の開閉装置について、誤動作が生じないよう考慮すべき傾斜角度が 22.5 度までとなるよう改めた。

改正条項

鋼船規則 D 編 表 D1.1
鋼船規則 H 編 表 H1.2, 2.6.1, 2.6.3, 2.7.2
高速船規則 9 編 1.2.1, 表 9.1.1